

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（516））

2. 日時：平成29年12月4日 10時00分～12時10分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長、皆川保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他9名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 緊急時対策所の要員は東海第二発電所と東海発電所で兼務するとしているが、東海第二発電所における重大事故等への対処に影響がないことを整理して提示すること。

（2）日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 緊急時対策所の共用について